

被表彰候補者推薦基準

石川県知事表彰

★組合功労者

中小企業団体の振興、発展に貢献し、組合の発展に寄与した功績が顕著と認められ、他の模範となる者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）の理事又は監事（以下「役員」という。）の役員歴が、通算して満15年以上であること（過去において役員であったものを含む。なお、現に組合の理事長職にある者については、役員歴が通算して満10年以上とする。）。
- ③原則として過去に中央会会長表彰を受けた者であること。
- ④人格識見ともに卓越しており、業界に対する理解が深く、かつ、組合員の信頼が厚いこと。

★優良専従職員

組合の円滑な運営に多大なる貢献と事務局運営に尽くし、その功績が顕著と認められ他の範となる者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②組合の勤務歴が満20年以上であること。
- ③原則として過去に中央会会長表彰を受けた者であること。
- ④事務処理能力が優れており、組合員及び役員の信頼が厚く、かつ、勤勉であること。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

★組合功労者

組合制度の普及と組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の模範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②協同組合等の役員(理事又は監事)として満10年以上、組合運営の経歴を有する者。
- ③組合員の信頼が厚く、人格、識見とも卓越している者。

★優良専従職員

組合の業務の遂行と事務局運営に尽くし、その功績顕著と認められ他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②原則として満10年以上組合の事務局専従者として組合の業務に携わっている者。
- ③責任旺盛で人格、識見ともに優れている者。